

東海地域における律令期の須恵器生産と流通

大塚友恵

考古学専門 博士前期課程2年

1. はじめに

古代における手工業生産に関する研究は、律令制の浸透に伴う生産の画一化や、中央国家の手工業生産の管理が強調され、地方の手工業生産についても中央国家との関係を主眼に置いた研究が中心であった。また西弘海氏が、「土器様式の成立とその背景」（西，1982）の中で律令体制成立期にあたる7世紀後葉から8世紀にかけての都城より出土の土器について、①朝鮮三国仏教文化の導入に伴う「金属器指向」型、②法量の規格性、③多様な器種分化、④須恵器と土師器の互換性といった特徴を指摘し、その土器様式を「律令的土器様式」と呼ぶことを提唱して以降、律令期の土器研究においては律令的土器様式という言葉が多用されるようになり、それを前提とした研究が主流となっている。このような研究傾向に対して、高橋照彦氏は『「律令的土器様式」再考』において「律令制や中央からの影響の浸透度ばかり目を向けがちになっている古代土器研究に対して、律令という法の建前と異なる実態としての考古資料にも光を当てる必要性がある」と警鐘を鳴らしている（高橋，1999）。事実、近年の資料の増加や再検討により、地方の土器様式が画一的ではない状況が指摘されており、今後は中央集権的な先入観から脱却し、考古資料の検討から地域における手工業生産のあり方を明らかにしていくことが求められている。

本プロジェクトの調査対象とする東海地域は、古墳時代の須恵器生産から現在の瀬戸焼や常滑焼などに至るまで連続と続く一大窯業地である。古代においても猿投窯・尾北窯という大規模な古窯跡群が営まれており、名古屋大学名誉教授であった故植崎彰一氏をはじめ多くの研究者によって、陶器研究史上重要な研究の蓄積がある。しかし、中央史観的な立場から脱却し、当地域の須恵器生産を検討した研究はまだ始まったばかりである。この点で新たな視点から東海地域における須恵器の資料集成、再検討を行うことに本プロジェクトの意義があるといえる。

2. 本プロジェクトの目的と方法

(1) 目的

本プロジェクトの目的は以下の二点である。

第一に尾張・西三河地域における須恵器生産地遺跡、消費地遺跡出土の資料集成、データ化をすることである。第二に、生産地、消費地双方の検討から律令体制下における尾張・西三河地域の須恵器生産のあり方を明らかにすることである。

(2) 方法

7世紀後葉から9世紀前半にかけての尾張・西三河地域を対象とし、生産地遺跡、消費地遺跡出土の須恵器の杯類の法量分布を集成、各時期、各遺跡での差異と共通点を抽出し、当地域における特色を見出し、須恵器生産について考察した。

3. 調査報告

(1) フィールド調査の実施

平成23年7月～11月の期間に資料館、博物館に向き、各機関所蔵の資料の実見、実測を行った。本プロジェクト期間中に調査をおこなったのは以下のとおりである。

（以下、五十音順）愛知県陶磁資料館、愛知県埋蔵文化財調査センター、荒木集成館、名古屋市見晴台考古資料館、みよし市歴史民俗資料館。

また本プロジェクト期間中ではないが、本研究の前段階として春日井市教育委員会、小牧市教育委員会、日進市教育委員会の所蔵資料の調査もおこなった。

(2) 調査対象と集成基準

調査の対象とした遺跡名とそれぞれの遺跡の時期については第1表に記した。各遺跡の時期比定、絶対年代については植崎、齋藤孝正両氏によって提示された編年案、尾野善裕氏によって提示された編年案を参考にした。また対象とする遺物は、生産量が最も多く、

第1表 猿投窯・尾北窯編年表

窯式編年	尾野編年	遺跡名	【猿投窯】	【尾北窯】
岩崎17号窯式	IV期中段階	675～685年頃	岩崎17号窯 高針原1号窯(岩崎17号窯式期)	
岩崎41号窯式		705～715年頃	鳴海105号窯 丁子田1号窯	篠岡78号窯
高蔵寺2号窯式	岩崎41号窯 NN288号窯		篠岡112号窯	
岩崎25号窯式	市ヶ洞1号窯 高針原1号窯 (岩崎41号窯式期・高蔵寺2号窯式期)		高蔵寺2号窯	
岩崎25号窯式	V期古段階	735～745年頃	岩崎25号窯	篠岡66号窯
鳴海32号窯式		765～775年頃	黒笹41号窯 黒笹117号窯 黒笹115号窯 黒笹68号窯 黒笹45号窯	篠岡81号窯
折戸10号窯式	V期中段階	795～805年頃	鳴海289号窯 黒笹3号窯	
	V期新段階		黒笹44号窯 黒笹31号窯 黒笹40号窯 折戸10号窯	

(尾野, 2000を参考に筆者作成)

時代の変化が器形に反映されやすい杯類であり、その器種分類は『須恵器生産の出現から消滅—猿投窯・湖西窯編年の再構築—発表要旨』「猿投窯出土須恵器の主要器種分類」(尾野, 2000)を参考にし、さらに器種ごとに数種類に分類した。法量の規格性、分化を最重要視しているため、基本的に製作技法や形態ではなく法量によって分類した。また、基本的に口径1/6以上残存するものを集成した。

(3) 猿投窯資料の調査、集成

本来であれば調査対象の全遺跡の報告をするべきであるが、紙面の都合上、詳細な分析結果は一部にとどめ、集成結果から得られた全体の傾向性を述べることにする。また、遺跡によっては資料点数が少ないものもあるが、これらに関して個別詳細な検討は不可能であるものの、同時期の全体傾向を知るためには活用できるものとして分析対象として挙げている。

1) 7世紀後葉から8世紀中葉までの杯類の法量分化【岩崎17号窯】(第1図)

無台杯は口径105mmに中心があり、総高、口径とも分化する。総高は35～40mmに集中する。総高40mm前後で口径によって4分化、口径105mm前後で総高によって25mm前後、40mm前後、70mm前後に3分化する。有台杯は点数が少なくはっきりしないが、口径140～170mmの間に集中しており、生産の中心は口径150mm前後だと推測される。城ヶ谷和広氏の分析結果(城ヶ谷, 1984)を参考にすると、有台杯

は総高が3種に分化し、さらに総高に沿って口径が分化する。

【丁子田1号窯】(第2図)

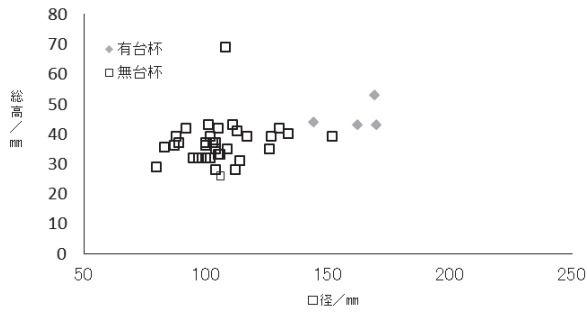
無台杯は口径105mmと125mmを中心とする。総高もそれぞれに対応して、40mm、55mm前後に集中していることが分かる。径高指数¹⁾は同じでない。またこの2類は報告書記載のA類(腰に丸みをもつもの)、B類(底部回転ヘラケズリ、直線的に口縁部へのびる体部)とほぼ重なる。この2類より外れるものが散乱し、総高35mm前後で口径によって3分化、55mm前後で同様に3分化する。有台杯は口径150mmに中心があり、総高45mmにそろえ、口径によって3分化する。また口径が極端に小さいものが2点存在する。また、口径1/8以下の小片で180mm前後のやや大型品も存在する。

【岩崎41号窯】(第3図)

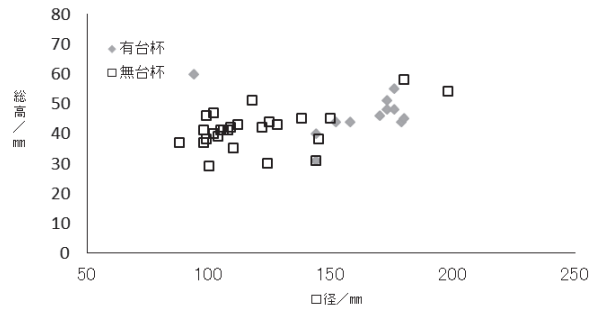
無台杯は口径が120mm前後に、総高は45mmに集中している。有台杯は口径140mmを生産の中心としており、総高40mm前後に沿って口径110mm、135mm、165mm、180mm前後の4類に分類できる。

【市ヶ洞1号窯】(第4図)

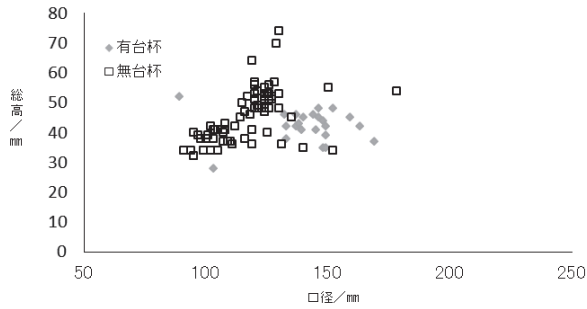
無台杯は口径105mmを生産の中心としているが、同時期岩崎41号窯と比較して多法量に分化していることが分かる。口径によって5類に分化しており、150mm以下ではさらに総高により3分化ないし2分化する。有台杯の生産量が多いのは口径170mm前後とするものであり、他の窯より20mmほど拡大傾向に



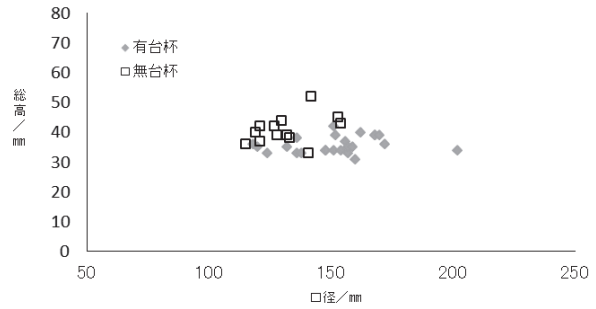
第1図 岩崎17号窯散布図



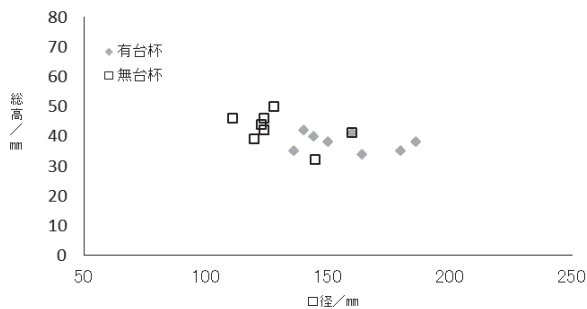
第4図 市ヶ洞1号窯散布図



第2図 丁子田1号窯散布図



第5図 岩崎25号窯散布図



第3図 岩崎41号窯散布図

ある。口径によって4類に分化し、総高は45mm前後に集中しているが、口径145mm, 180mm前後で高低に分かれ、計6類に分化する。

【岩崎25号窯】(第5図)

無台杯は口径が130mm, 総高が40mm前後を生産の中心としている。4類に分化しており、うち2類は径高指数を31に統一して分化, 他2類は口径140mm前後で総高50mm前後と30mm前後の2類に分化する。有台杯は生産の中心を口径160mm前後としている。総高35mm前後に沿って、口径120mm, 135mm, 155mm, 170mm, 200mmの5類に分化している。無台杯より、有台杯の総高が低い傾向にある。

以上の遺跡ごとの様相より7世紀後半から8世紀中葉までの状況を通観する。有台杯は口径140~

170mm, 無台杯は口径110~130mmが生産の中心であった。有台杯, 無台杯ともに、古墳時代的な単一法量の生産とは異なり、有台杯, 無台杯とも口径, もしくは総高によって分化していることが認められる。その一方で大型品は少なく、法量分化のばらつき幅は狭いといえる。また岩崎41号窯と市ヶ洞1号窯のようにほぼ同時期の窯間においても、厳密な法量規格の統一は認められず、各時期において均質な生産を行っていたわけではないことが指摘できる。

2) 8世紀中葉以降の杯類の法量分化

【黒笹117号窯】(第6図)

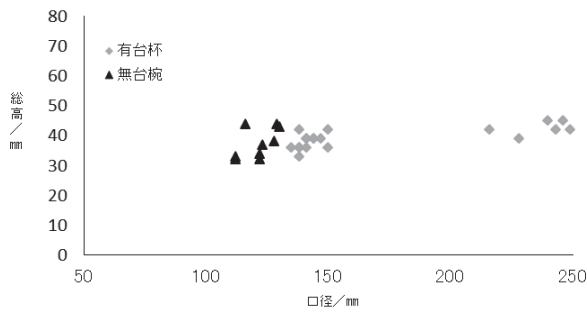
無台杯は口径125mm前後を中心として生産する。総高が45mmと30mm前後とに分けられるが、単一法量としてみることも可能である。有台杯は総高を40mm前後に統一し口径によって分化, 3類に整理される。それぞれ径高指数が26, 18となる。

【黒笹115号窯】(第7図)

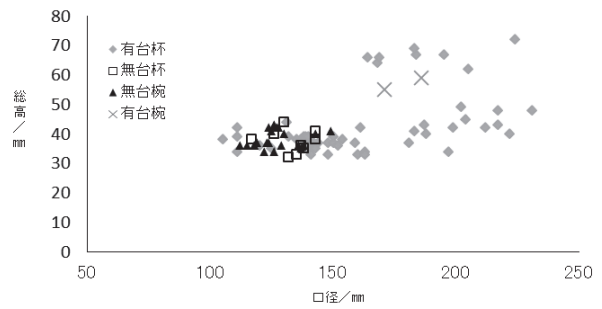
無台杯は点数が少なく傾向は分かりにくいだが、口径140mm前後と前段階よりひとまわり大きい。無台杯は口径115mm, 140mm, 総高40mmを生産の中心としながら、径高指数30で分化している。有台杯は口径, 総高により分化しており, 4類に整理されている。

【鳴海289号窯】(第8図)

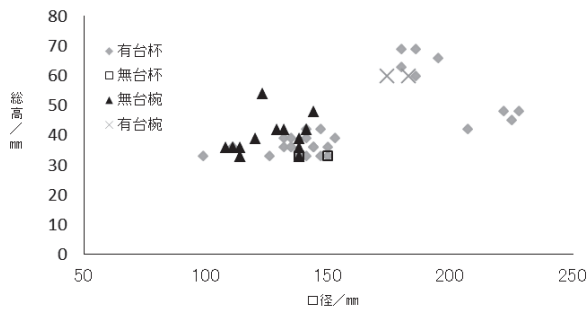
無台杯は口径135mm, 総高40mm前後を生産の中



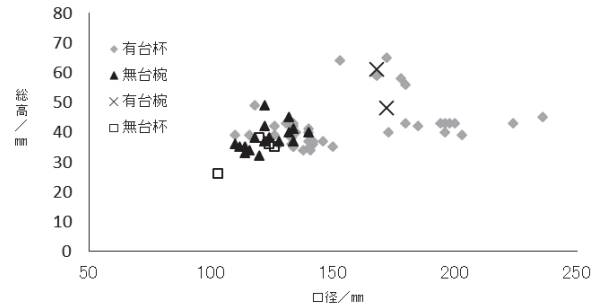
第6図 黒笹117号窯窯散布図



第8図 鳴海289号窯窯散布図



第7図 黒笹115号窯窯散布図



第9図 黒笹40号窯窯散布図

心としている。同法量とみることも可能であるが、130mm 以下、135mm 前後に二分する。無台碗は総高40mm 前後に沿って口径130mm 前後と140mm 前後で分けることができる。有台杯は総高40mm と70mm の高低2類があることが分かる。さらに口径によって分化し、8～9類からなる。有台碗は口径160mm 前後にみられる。

【黒笹40号窯】(第9図)

無台杯は点数少なく傾向性は分かりにくいだが、120mm 前後が中心である。無台碗は総高40mm に統一し、口径125mm、135mm に分化しているともみてとれるが、法量に大きなばらつきはなく集中している。有台杯は総高40mm と65mm の高低2種類あることが分かる。さらに口径によって分化し、7～8類に分化する。有台碗は数点にすぎないが、他器種と比較して、口径、総高とも高い。

以上、8世紀中葉以降の遺跡ごとの法量分化をみた。以下に当該期の法量分化の傾向をみていく。どの遺跡においても8世紀中葉以前と同様に法量の分化は継続してみられる。むしろ、前段階には単発的にしかみられなかった口径200mm を超える有台杯の大型品や、総高を高くするものがほとんどの窯で一定量生産されていることから、8世紀中葉以前よりも法量分化の幅は拡大傾向にある。また、8世紀中葉以降の特筆

すべき特徴として口径の大小や総高の高低によって数種類に整理されるということがあげられる。特に有台杯は前段階のような散らばった状況ではなく、どの窯においても数種類に集約していることが分かる。また、黒笹117号窯、115号窯の有台杯の法量分化を見て分かるように、同時期の窯間の法量分化を比較すると、窯間で統一された法量分化によって生産をおこなっている。これは、同時期内において統一されているものであり、次時期になるとその法量の統一性は異なっていくことが分かる。鳴海289号窯や黒笹40号窯の段階になると、前段階と比較して口径によってさらに分化し、種類数が増加する。

3) 法量分化から見た猿投窯の須恵器生産

以上の集成結果より杯類の法量分化の変遷と特徴について以下の点にまとめられる。

- ①有台杯、無台杯、無台碗ともに生産の中心に大きな変化はない。
- ②7世紀後葉段階から8世紀中葉までは、口径、総高によって分化するが、統一的ではない。また法量分化の幅は狭い。
- ③8世紀中葉以降になると、口径、総高ともに数種類に集約される。
- ④8世紀中葉以降の同時期の窯間においては統一された法量分化、器種の生産を行っている。

以上の4点の結果より、法量分化からみた律令期における猿投窯の須恵器生産について考察する。

第一に杯類の生産の中心がどの時期においても有台杯が大、無台杯・無台碗が小という大小関係にあり、それが転じることはない。これは器種ごとの使用時点に規定されたものと考えられる。無台杯は、高台が無く不安定であるため、手にもって使用する頻度が高く、ゆえに手に持ちやすい小型品が好まれたのであろう。実際に安定した平底の無台杯には大型品もみられたが、ナデ調整などによって不安定な丸底になるものは、手に収まるよう小型品が多かった。しかし、これは厳密な既定のもとに作られていたわけではなかったために、窯によって生産の中心となる法量に誤差が表れているものと思われる。第二に7世紀後葉の変革期についてである。城ヶ谷氏は杯類の複雑な器種構成、金属器模倣の特殊製品の生産、東山地区からの窯の拡散現象、尾北窯の開窯などから、地方の一拠点窯であった猿投窯と中央権力との接点の開始期としてみており、またその時期が律令制の地方波及の時期とも深くかかわってくることを強調している(城ヶ谷, 2003)。しかし、高橋氏が述べるように「時期的な一致を説明付けるなんらかの要素を説明しない限り、各地方の「土器様式」と「律令制」を簡単に結び付けることはできない」のであり(高橋, 1999)、この東海地域も例外ではない。城ヶ谷氏は別論文において、中央政府による尾張の須恵器生産への関与を、猿投窯、尾北窯ともに「五十戸」設置という律令制の単位で編成されること等を根拠に想定しているが(城ヶ谷, 2008)、五十戸制は国家により民衆を把握するためのシステムであり、里名などが刻まれた刻書土器は、律令制下における貢納に関連する資料といえる。ゆえに、製品の貢納における中央政府の干渉の根拠となりえても、生産における根拠とはならないのであろう。そこで、改めて法量分化という視点から資料を再検討した結果、7世紀後葉においては統一性のない法量分化のあり方がみられ、規格が存在していたとしても、それらが厳密に規定されていたとは言い難い。また個別の窯において、厳密な規格性を見出すことができないゆえ、それが同時期の他窯と統一されているとはみることができない。窯ごとで分業生産を行っていたことを考慮したうえでも、個々の窯の様相をみると統一感に欠けるといえよう。また、200mmを超えるような大型品、総高を高くするものは少なく、単発的にしかみられない。こうした大型品も少なく、法量の幅も狭い土器の様相は、西氏の提唱する「律令的土器様式」における

法量分化と同様とはいえないであろう。また、分散的な法量分化のあり方は非効率的な生産の結果ともいえ、貢納品などの官需に対して、個々の窯ごとに対応していたにすぎなかったことが推測できる。大型品が少ないこと、また都城からの猿投窯産須恵器の出土には液体などの容器として用いられた平瓶やプラスチック瓶などの袋物が多いという指摘(尾野, 1993)などから、須恵器自体が貢納品もしくは交易品とされることはこの時点ではそれほど多くはなかったと考えられ、個々の窯ごとでも対応可能であったのだろう。以上のことは7世紀後葉において律令制、中央国家の影響力が当地域に及んでいなかったことを指摘するのではなく、それらの浸透に伴う製品の需要や、流通形態などの変化に対応すべくとられた変化であり、生産組織への中央政権の関与までは追及することはできないとするのが妥当であると考ええる。

しかし、この状況が一変するのが8世紀中葉である。8世紀中葉以降になると分化の幅も広がり、200mmを超える大型品生産も一定量みられるようになる。また法量分化が数種類に集約し、それが同時期の窯間で統一され均質な生産となる。これらは貢納品、交易品としての供膳具の需要増加と、より多くの製品を効率的に得ようとする中央権力による規格の統一、均質化の結果であったと考えられるのではない。事実、都城においても750年代の終わり頃から、規格的な猿投窯産供膳具の出土が増加することが指摘されている(巽, 1991)。『延喜式』主計寮式に貢納品の器形と数量が細かく規定されていることから、貢納品は厳密な規格に合った製品が求められていたことが考えられ、猿投窯でも中央政府や国衙の関与のもと厳密な規格に基づいた生産が行われたのであろう。

先行研究においても、窯体構造も寸胴タイプの窯に統一され、生産される器種も定型化、安定的で均質な生産が行われることから、この8世紀中葉は一大画期としてとらえられている。その一方で、その画期は7世紀後葉からの産業政策の帰結点であり、生産体制の再編成が行われる時期と位置付けられており、あくまで7世紀後葉が生産体制の画期であったことが前提となっている。これは7世紀後葉の都城における「律令的土器様式」の成立や、五十戸制にみられる地方の編成、また上述したような律令制の地方波及の時期との同時期性などを念頭にしているものであろう。しかし、法量分化という点からは画期的な変化を見出せるのは8世紀中葉以降であり、この時期から中央権力が製品の規格を厳密に規制し始めたといえる。ゆえに8

世紀中葉を生産²⁾の画期とする理解の方が、資料の実態に即していると思われる。

(4) 尾北窯地域の資料調査、集成

1) 尾北窯の杯類の法量分化

猿投窯資料と同様、詳細な分析結果は一部にとどめ、集成結果から得られた全体の傾向性を述べることにする。

【高蔵寺2号窯】(第10図)

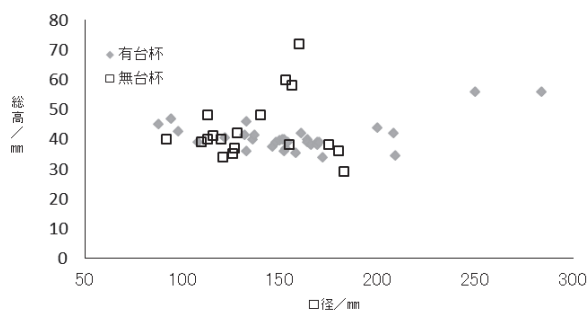
無台杯は口径、総高によって6類に分類される。口径は145mm、総高は40mm前後を中心としている。口径155mm前後で、総高が40mm、60mm、75mm前後に3分化する。有台杯は8類に分類され、口径250mm以上の大型品、100mm以下の小型品もみられる。総高はほぼ40mm前後に統一される。

【篠岡112号窯】(第11図)

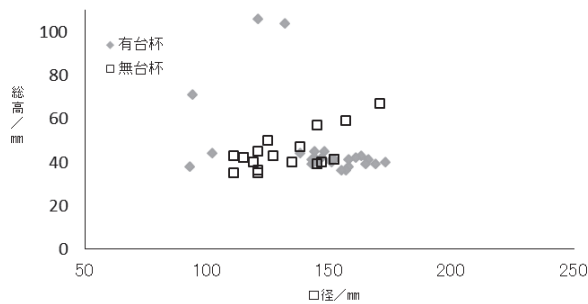
無台杯は5類に分類される。口径115~125mmを生産の中心としている。総高も45mm前後を中心としているが、口径が150mm以上では総高を高くするものも存在する。有台杯は5類に分類される。口径145mm前後を中心としており、175mmまでにかけて分散する。総高にバラエティをもつ小型品が存在する。200mm以上の大型品はみられない。

2) 猿投窯との比較からみた尾北窯の須恵器生産

以上より、尾北窯の須恵器生産について考察する。



第10図 高蔵寺2号窯散布図



第11図 篠岡112号窯散布図

尾北窯については、齋藤、城ヶ谷両氏が瓦類・陶管類の併焼、多様な硯類の生産、豊富な文字資料の存在、金属器模倣器種の量産、杯類における多様な法量分化を根拠に尾北窯が猿投窯と比較して官営工房的性格が強い、もしくは官窯的であるとしている(齋藤, 1995 城ヶ谷, 1993ほか)。しかし、高蔵寺2号窯のように特異な法量分化がみられる窯もある一方で、篠岡112号窯のように顕著な法量分化をみせない窯も存在し³⁾、また一部の大型品を除けば猿投窯の製品と比べても違いがあまりないことが分かる。また両者の製品に技術的な大差もみられない⁴⁾。以上の点から、中央向けもしくは官衙施設向けの製品の生産内容に占める割合の多寡が猿投窯、尾北窯の間に存在していたが、それを明確な生産の主体者の差として認めることはできない。ゆえに、尾北窯を官窯的、もしくは官営工房的と評価するには問題があるものと考えられる。尾北窯は需要増加に対応して、猿投窯から工人が移動し新たな窯場を形成したにすぎないであろう。

(5) 消費地遺跡の資料調査、集成

1) 消費地遺跡の杯類の法量分化

尾張地域を中心に消費地遺跡出土の杯類の法量分化の資料集成を行った。各遺物の時期比定は基本的に報告書記載のものに従ったが、生産が終了したのちも継続して使用している可能性がある、消費地での編年がいまだ確立していない、という問題が考えられるため、生産地のように細かく時期設定できなかった。そのため生産地での結果を踏まえ、7世紀後葉~8世紀前葉まで、8世紀中葉~9世紀前半までの2時期に大分した。

【清洲城下町遺跡】(第12図, 第13図)

① 7世紀後半~8世紀前葉まで

無台杯は口径90~140mm前後、総高が40mm前後と50mm前後で二分する。有台杯は点数が少ないが、150mm前後のものが中心になるであろう。

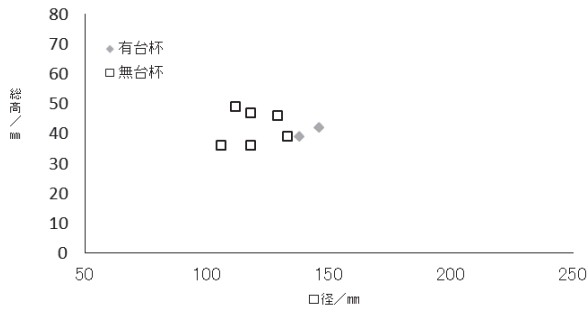
② 8世紀中葉

有台杯は口径150mm前後、総高40mm前後に集中する。口径150mm以上で総高60mm、70mm前後に二分する。200mmを超える大型品もみられる。

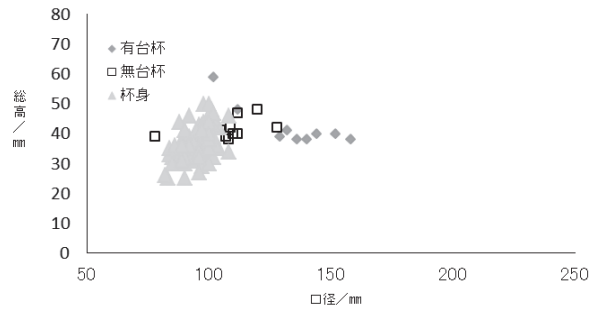
【堀之内花ノ木遺跡】(第14図)

① 8世紀中葉~後半

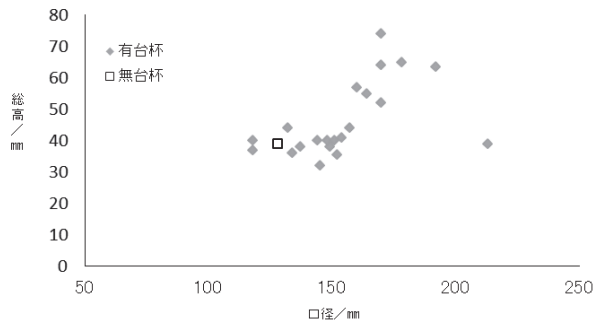
無台杯は口径110~120mm前後に、無台碗は口径120mmに集中し、目立った法量分化はみられない。有台杯は口径135mm前後に集中するが、口径165mm、180mm、195mmに分化している。口径165mm前後の



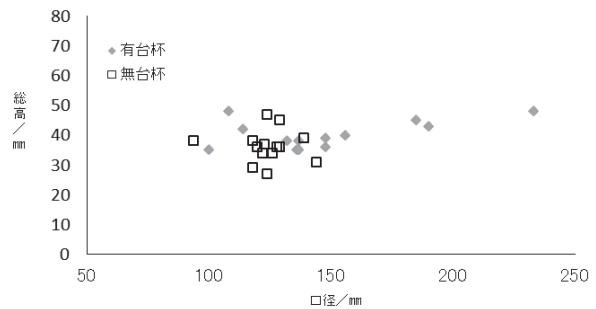
第12図 清洲城下町遺跡／7世紀後半～8世紀前葉散布図



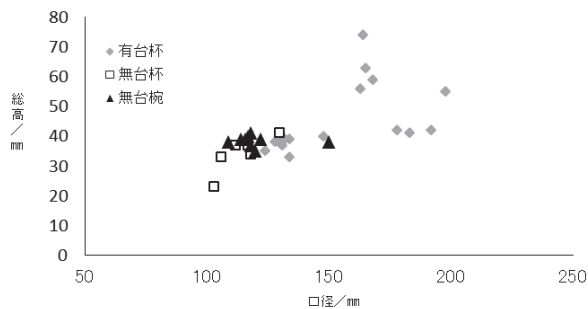
第15図 志賀公園遺跡／7世紀中葉～8世紀前葉散布図



第13図 清洲城下町遺跡／8世紀中葉散布図



第16図 志賀公園遺跡／8世紀中葉散布図



第14図 堀之内花ノ木遺跡／8世紀中葉～8世紀後半散布図

ものは総高が60mm、70mmに分化する。

【志賀公園遺跡】(第15図, 第16図)

① 7世紀中葉～8世紀前葉まで

無台杯は口径105mm, 有台杯は口径135mm前後を中心としている。無台杯には法量分化はみられない。有台杯はややばらつく傾向にあるが, 口径200mmを超える大型品はみられない。

② 8世紀中葉以降

有台杯について, 口径180mm, 200mmを超える大型品がみられる。

2) 生産地との比較からみた消費地への流通

集成されたデータを概観すると, 8世紀中葉以前／以後では生産地での法量分化と類似する状況が認められた。7世紀後半～8世紀中葉までにおいては,

200mmを超えるような大型品は非常に少ない。しかし, 8世紀中葉以降では, 大型品もみられ, 法量分化の幅も拡大傾向にある。口径160～180mm前後で総高を60mm, 70mmにする分化は, 生産地でのあり方とほぼ同様である。このように, 使用用途の限られる大型品も在地の集落遺跡にも流通しているという点から, 生産段階において, 在地向け・都城向けというような生産の仕分けは行われていなかったという生産のあり方が想定される。

4. おわりに

本稿では律令体制下における猿投窯・尾北窯の須恵器生産と流通のあり方について検討してきた。第一の目的である尾張・西三河地域における須恵器生産地遺跡, 消費地遺跡出土の資料の集成, データ化については, 全32遺跡の法量データを集成, データ化することができた。また第二の目的である, 生産地, 消費地双方の検討から律令体制下における地方での, 特に東海地域の須恵器生産のあり方については, 3つの結論を提示した。第一に猿投窯では, 8世紀中葉から法量規格の厳密な規制をおこなうという形で, 中央権力が生産に干渉するようになるということである。第二に尾北窯を官窯的, 官営工房的と評価するには問題があ

り、特需に対応するために、猿投窯から工人が派遣されていたにすぎないということである。第三に生産段階において、在地向け・都城向けというような生産の仕分けは行われていなかったという生産のあり方を想定した。

本稿では、生産の主体者の問題や、どのような流通形態にあったのか等については、具体的に立ち入って論及することができなかった。二つ目の結論に対しては、本稿では規格の規定という点について論じたが、須恵器の生産体制にはそれ以外にもいくつかの側面が想定され⁵⁾、それぞれ個別に検討していく必要があるであろう。また、中央権力との関係だけではなく、須恵器生産における工人、生産組織についても考えていき、当地域における須恵器生産全体を総合的に考えていくべきである。このようにいまだ多くの課題を残しているが、中央の研究成果に傾倒せず、律令体制下における地方社会の実態としての考古資料からの手工業生産の復元を試みたという点で本プロジェクトの意義は果たせたのではないかと考える。

謝辞

本プロジェクト実施にあたり、多くの調査機関にお世話になりました。記して感謝申し上げます。(五十音順、敬称略)。

愛知県陶磁資料館、愛知県埋蔵文化財調査センター、荒木集成館、春日井市教育委員会、小牧市教育委員会、名古屋市見晴台考古資料館、日進市教育委員会、みよし市歴史民俗資料館。

また指導教員である考古学研究室梶原義実先生、また同研究室山本直人先生、伊藤伸幸先生、日本史学研究室古尾谷知浩先生には常日頃からご指導頂き、深く感謝申し上げます。最後に、本プロジェクトに関して多大なるご支援・ご指導を頂いた名古屋大学教育研究推進室柴田淑枝氏にも末筆ながら心より御礼申し上げます。

注

- 1) 総高÷口径×100=径高指数とする。
- 2) ここでいう生産への関与とは、原材料の採集、須恵器成形などの生産工程と、山林の管理、労働力の管理など窯業生産を維持するシステムなどを包括した生産体制全体への関与を指すのではなく、あくまで生産する製品の法量規格の規定への関与を指す。
- 3) 中嶋隆氏は篠岡112号窯に多様な法量分化が認められない点に関して、在地的な生産のあり方を示しているとし、尾北窯においても国衙などを主たる供給先とする特殊な窯と在地的な窯の2者が存在すると論じている(中嶋, 1993)。
- 4) 尾野氏のご教示による。
- 5) 3) 参照。

引用・参考文献

尾野善裕, 1993, 『NN-288号窯・NN289号窯発掘調査報告書』, 名古屋市教育委員会:名古屋。
尾野善裕, 2000, 「猿投窯(系)須恵器編年の再構築」『須恵器生産の出現から消滅—猿投窯・湖西窯編年の再構築—』第1分冊・発表要旨, 9-42頁, 東海土器研究会:豊橋。

尾野善裕, 2000, 「猿投窯出土須恵器の主要器種分類」『須恵器生産の出現から消滅—猿投窯・湖西窯編年の再構築—』第1分冊・発表要旨, 243-258頁, 東海土器研究会:豊橋。
蟹江吉弘・太田芳巳他, 『堀之内花ノ木遺跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 第52集, 財団法人愛知県埋蔵文化財センター:愛知県弥富町。
龜田和樹・藤根九他, 2007, 『丁子田窯跡・市ヶ洞1号窯跡—長湫南部土地区画整理に係る発掘調査報告—』瀬戸市埋蔵文化財センター第36集, 財団法人瀬戸市文化振興財団:瀬戸。
齋藤孝正, 1983, 「猿投窯の成立期の様相」『名古屋大学文学部研究論集』86(史学29), 169-203頁, 名古屋大学文学部:名古屋。
齋藤孝正・安田幸一, 1988, 『愛知大学用地内埋蔵文化財発掘調査報告書』, 三好町教育委員会:愛知県三好町。
齋藤孝正, 1990, 「尾張における飛鳥時代須恵器生産の一様相—篠岡2号窯出土資料を中心として—」『名古屋大学文学部研究論集』107(史学36), 149-155頁, 名古屋大学文学部:名古屋。
齋藤孝正, 1995, 「I 東海西部(愛知・岐阜)」『須恵器集成図録』, 11-55頁, 雄山閣:東京。
鈴木正貴・城ヶ谷和広他, 1990, 『清洲城下町遺跡』(愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第17集, 財団法人愛知県埋蔵文化財センター:愛知県弥富町)。
城ヶ谷和広, 1984, 「七, 八世紀における須恵器生産の展開に関する一考察—法量の問題を中心に—」『考古学雑誌』第70巻第2号, 161-189頁, 日本考古学会:東京。
城ヶ谷和広, 1992, 「古代尾張の土師器」『愛知県埋蔵文化財センター年報平成2年度』, 92-110頁, 財団法人愛知県埋蔵文化財センター:愛知県弥富町。
城ヶ谷和広, 1995, 「尾張猿投窯と尾北窯」『愛知県埋蔵文化財センター年報平成4年度』, 97-110頁, 愛知県埋蔵文化財センター:愛知県弥富町。
城ヶ谷和広, 2008, 「猿投窯・尾北窯における窯業生産体制」『日本考古学協会 2008年度愛知大会研究発表資料集』, 467-494頁, 日本考古学協会2008年度愛知大会実行委員会:名古屋。
高橋照彦, 1999, 「『律令的土器様式』再考」『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集—』, 602-616頁, 森郁夫先生還暦記念論文集刊行会:京都。
巽淳一郎, 1991, 「12. 都の焼物の特質とその変容」『新版古代の日本 ⑥近畿II』, 角川書店:東京。
永井宏幸・早野浩二他, 2001, 『志賀公園遺跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第90集, 財団法人愛知県教育サービスセンター愛知県埋蔵文化財センター:愛知県弥富町。
中嶋隆, 1993, 『篠岡112号窯発掘調査報告書』, 小牧市教育委員会:小牧。
植崎彰一, 1983, 「猿投窯の編年について」『愛知県古窯跡群分布調査報告(Ⅲ)』, 71-73頁, 愛知県教育委員会:名古屋。
植崎彰一・齋藤孝正, 1984, 『愛知県日進町株山地区埋蔵文化財発掘調査報告書』, 日進町教育委員会:愛知県日進町。
西弘海, 1982, 「土器様式の成立とその背景」『考古学論考』, 447-471頁, 小林行雄博士古稀記念論文集刊行委員会:東京。
野本欽也・小澤一弘他, 1994, 『黒笹40・89号古窯跡 黒笹G2号古窯跡 立楠古窯跡』, 愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第56集, 財団法人愛知県埋蔵文化財センター:愛知県弥富町。
安田幸一・尾野善裕, 1994, 『黒笹116号・117号窯発掘調査報告書』, 三好町教育委員会:愛知県三好町。